

## 第 8 2 7 回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成 2 4 年 4 月 1 8 日（水）午後 1 時 3 0 分から  
場 所：県行政庁舎 1 6 階 教育委員会会議室

### 1 出 席 点 呼

### 2 開 会 宣 言

### 3 第 8 2 6 回教育委員会会議録の承認について

### 4 第 8 2 7 回教育委員会会議録署名委員の指名

### 5 教育長報告（一般事務報告）

- (1) 「労働基準法第 1 0 8 条・1 0 9 条の所定の書類を法令遵守のもと学校現場に早急に整備保存させること及び県下公立学校長及び教頭に対して、労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守して学校経営をさせること、また宮城県人事委員会から勧告を出された宮城県立石巻支援学校長 櫻田博氏に対して厳正なる行政処分を課すことを求める請願。」への対応について

(福 利 課)

- (2) 宮城県産業教育審議会最終答申について

(高 校 教 育 課)

### 6 専決処分報告

- (1) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(総 務 課)

### 7 議 事

第 1 号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 5 号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について (総 務 課)

第 2 号議案 教育財産管理規則の一部改正について (総 務 課)

第 3 号議案 宮城県指定文化財の指定について (文 化 財 保 護 課)

第 4 号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について (ス ポー ツ 健 康 課)

### 8 課長報告等

- (1) 東日本大震災に係る教育関連記録集について (総 務 課)

- (2) 県立特別支援学校の新設について (特 別 支 援 教 育 室)

- (3) 平成 2 4 年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について (高 校 教 育 課)

- (4) 平成 2 4 年 3 月高等学校卒業者の就職内定状況について (高 校 教 育 課)

- (5) 平成 2 3 年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について (ス ポー ツ 健 康 課)

- (6) 学校給食モニタリング検査結果について (ス ポー ツ 健 康 課)

### 9 資 料（配付のみ）

- (1) 教育・福祉複合施設の愛称決定について (教 職 員 課)

- (2) 平成 2 5 年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について (教 職 員 課)

### 10 次回教育委員会の開催日程について

### 11 閉 会 宣 言

## 第827回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年4月18日(水) 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長, 佐々木委員, 庄子委員, 佐竹委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
伊東教育次長, 熊野教育次長, 安住学校運営管理監, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長, 寺島教職員課長, 鈴木義務教育課長, 佐々木特別支援教育室長, 氏家参事兼高校教育課長, 菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 西村生涯学習課長, 後藤技術参事兼文化財保護課長外
- 5 開 会 午後1時30分
- 6 第826回教育委員会会議録の承認について  
委 員 長 (委員全員に諮って) 承認する。
- 7 第827回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について  
委 員 長 庄子委員及び青木委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。
- 8 教育長報告  
(1) 「労働基準法第108条・109条の所定の書類を法令遵守のもと学校現場に早急に整備保存させること及び県下公立学校長及び教頭に対して、労働基準法の制度趣旨と学校関係法令を遵守して学校経営をさせること、また宮城県人事委員会から勧告を出された宮城県立石巻支援学校長櫻田博氏に対して厳正なる行政処分を課すことを求める請願。」への対応について  
(説明者: 教育長)  
本年2月26日付けで, 宮城県高等学校・障害児学校教職員組合 石巻支援学校分会長 戸田 慎一 氏から, 請願書が提出されたので, その内容及び対応について, 御報告申し上げます。  
資料は, 1ページから10ページとなる。  
この請願書の趣旨としては, 1ページの「第2請願内容」に記載されている4点となる。  
1点目は, 県立学校において, 始業・終業時刻の確認及び記録並びにその記録の保存をさせること, 2点目は, 1点目と同様の内容について, 県内の幼稚園, 小・中学校で行われるよう市町村教育委員会を支援すること, 3点目は, 県人事委員会から勧告を出された校長に対して, 労働基準法の制度趣旨と教育公務員関係の法令を遵守するよう指導・監督すること, また, 処分を課すこと, 4点目は, 県内の公立学校校長及び教頭に対して, 労働基準法の制度趣旨と法令遵守の考え方を指導することである。  
この労働時間に関しては, 県教育委員会として, 長時間の時間外勤務による職員の健康への影響を未然に防止するため, 平成18年10月に「宮城県教育委員会における長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策実施要領」を策定し, 教職員が始業時刻・終業時刻を時間外勤務等報告書により所属長へ報告することにより, 職員の勤務状況を把握することとしており, 各種会議, 研修会等において周知を図ってきたところである。  
しかしながら, 教育職員については, 児童生徒と向き合う教育という職務の特殊性等から, 勤務か勤務外との区分が難しい部分があり, また, 時間外勤務という認識を持ちにくいこともあり, 県立学校の現状を見ると, 請願にある石巻支援学校を含め, 勤務状況の把握が徹底されているとは言えない状況にある。  
震災後の教職員の健康維持が大きな課題となっている中, 各所属において適切に労働時間を把握し, 教

職員の健康管理に繋げるため、現在、要領の見直しを進めており、改めて労働時間の把握の定着に向けて、人事委員会から勧告を受けた石巻支援学校をはじめ各学校の校長を指導していくこととしている。

なお、市町村立学校等については、当該市町村教育委員会等の服務監督下にあることから、各市町村の権限と責任において適切に行われるべきものと考えている。

請願者に対しては、ただ今御説明申し上げた内容で回答することとしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長 この勤務時間の管理は、平成18年から健康管理のために実施していると思うが、これから管理していこうとする部分は、先生方が毎朝、学校に出勤した時、あるいは学校を帰る時に、その時間を自己管理していく方法とするのか。

教 育 長 県立学校では、教職員に1人1台のコンピュータを貸与している。各学校に対しては、出勤または退庁する時刻を入力すると、各月ごとに一覧表となって出力できるソフトを配付しているが、そのソフトの使用に関しては、周知徹底が不十分な状態となっている。今回は、特に健康管理という面からも、そのソフトを十分に活用することとしている。学校にいた全ての時間を勤務時間と判断することは困難な部分もあるが、学校に滞留している時間を各学校が把握しながら、適切に職員の指導をすることとしており、そのような既存のソフト等を有効に使っていきたいと考えている。

佐 竹 委 員 部活の顧問の先生方が、学校で部活指導に当たっていた場合は勤務の対象になると思うが、例えば、日曜日等に開催される練習試合の際の勤務管理はどうなるのか。そのような場合、学校外の活動であっても、学校事業の一貫との認識になると思われる。子どもたちの成長のために尽力して頂いている先生方であるので、健康管理面は特に徹底してほしい。また、極端な時間外勤務を強いることなく、教員同士がコミュニケーションを図り、励まし合いながら、子どもたちに接する職場環境を作してほしい。

もう1点、先ほどの教育長の説明の中で、「宮城県石巻支援学校櫻田先生の厳正なる」との請願内容に対する回答がなかったように感じた。この点に関し、どのように考えていて、どのような返答をするのか伺いたい。

教 育 長 請願書には、「厳正なる処分」と記載されているが、県立学校は、先ほど説明したような状況であることから、県教育委員会としては、各学校に対し、あらためて指導していくこととしており、職員個人の処分に該当するものではないと考えている。石巻支援学校の校長をはじめ、県立学校の校長全員に対して、健康管理の視点から、勤務時間の管理をしっかりと把握するよう、さらに指導を徹底していきたいと考えている。

委 員 長 各学校では、第一に、児童・生徒への教育を適切に行っていくことが必要である。さらに、先生方の勤務実態の管理も適切に行う必要がある。一方、勤務時間を適切に管理した場合、先生方に係る事務的な負担も大きくなり、とても難しい問題も含んでいる。

しかし、難しいから何もせずに放置していい問題ではなく、きちんとした対策を講じる必要があり、長時間の時間外勤務をしている先生方に対しては、しっかりと話を聞く等、適切な助言・指導等の措置を講じるよう努めてほしい。

## (2) 宮城県産業教育審議会最終答申について

(説明者：教育長)

本年3月22日に宮城県産業教育審議会から提言のあった最終答申について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから12ページ及び別冊の最終答申書となる。

資料の11ページを御覧願いたい。「Ⅰ 諮問事項」及び「Ⅱ 審議経過」にこれまでの審議経過等を示しているが、平成23年7月に「震災からの復興に向けた今後の専門学科・専門高校の在り方について」を同審議会に諮問し、本年1月13日に、諮問事項のうち「2 震災被害の大きい農業高校・水産系高校の再建について」を緊急かつ最優先課題との判断から中間答申として提言頂いたものである。

今回は、その内容に加えて、諮問事項の「1 震災後の地域復興を視野に入れた専門教育の在り方について」を含む最終答申を頂いたものである。この答申の概要については、資料11ページから12ページにかけて「Ⅲ 最終答申の概要」のとおり記載しているが、12ページの3の「(2) 今後の専門教育の方向性」として、「① 志教育の推進」、「② 職業教育の充実」、「③ 震災復興計画を踏まえた専門学科の適正配置」の3点について、提言頂いている。また、「4 震災被害の大きい農業高校と水産系高校の再建について」では、先の中間答申のとおり早期に再建することが必要であるとされている。

今後は、この最終答申を踏まえて、各専門学科の具体的な在り方について検討を加えていくとともに、防災に重点を置いた教育や、みやぎの復興や発展に繋がるこれまでにない学科やコースの設置も視野に入れ検討してまいりたいと考えている。

なお、詳細については、高校教育課長より御説明申し上げる。

(説明者：高校教育課長)

産業教育審議会からの最終答申の概要について、御説明申し上げます。

別冊の「最終答申書」の1ページを御覧願いたい。産業教育審議会においては、1の「(1) 東日本大震災による県立学校の状況」と「(2) 宮城県震災復興計画の概要」を踏まえた上、2ページ中段の「2 宮城県の専門学科・専門高校を取り巻く現状と課題」として、「(1) 産業構造の変化」、「(2) 少子化による生徒数の減少」、「(3) 近年の厳しい雇用情勢」を掲げ、さらに『「(4) 県立高等学校将来構想審議会「普通教育と専門教育の体制整備」に関する答申」を基に審議を重ねて頂いたところである。

4ページを御覧願いたい。「3 震災後の地域復興を視野に入れた専門教育の在り方について」であるが、5ページの点線囲いに記載しているような農業科の環境保全型農業への取組や、工業科のクラフトマン21、商業科の栗原版デュアルシステム等、各専門学科で行われてきた地域と連携した特色ある取組を踏まえ、今後の専門教育の方向性として、次の6ページ以降に記載の3つの提言を頂いたものである。

その1点目として、6ページの「(2) 今後の専門教育の方向性」の「① 志教育の推進」については、専門高校では、これまでも職業教育を通して職業観や勤労観の醸成に努めてきたところであり、今後も、専門学科の特長を生かし、長期インターンシップや地域の課題解決のための活動を継続するとともに、取組の体系化を図り、志教育を推進していく必要があるとされた。

次に、2点目として、7ページの「② 職業教育の充実」であるが、新学習指導要領においても、引き続き「将来のスペシャリストの育成」を目指す観点から、「基礎・基本の確実な定着」を図る必要がある、また、震災復興や将来の地域産業の担い手となる人材の育成を図る視点から、「地域の教育力を生かした取組の推進」が重要となること、さらに、専門分野の高度化への対応として、教員研修の充実や高等教育機関との連携等による「指導力向上のための取組」や「教育環境の充実」を図ることも必要とされている。また、今後、専門教育がさらに発展するためには、継続的に教育内容の改善を図ることが不可欠であり、日頃から地域との連携に取組、あらゆる機会を通じて情報発信することにより、専門高校に対する地域の理解を深めていくことが重要であるとされた。

8ページを御覧願いたい。3点目の「③ 震災復興計画を踏まえた専門学科の適正配置」については、被災した専門高校の一刻も早い本格的な復旧が必要であり、今回の経験を教訓とし、安全・安心な学校教育を確保するとともに、防災に重点を置いた教育を新たな分野として検討することも必要とされた。また、震災からの復興に当たっては、産業人材の育成に向けたこれまでの歩みを着実につなぐとともに、「観光王国みやぎ」や「食材王国みやぎ」の実現等、ふるさと宮城の再生とさらなる発展を担える人材を育成するため、これまでにない学科やコース等の設置を視野に入れることや、小規模化した専門学科を有する高校については、専門学科の適正配置に向けて、再編や統合も考慮する等、活力ある教育環境を確保していく必要があるとされたところである。

「4 震災被害の大きい農業高校・水産系高校の再建について」は、中間答申と同様の内容となるが、農業教育及び水産教育の目指すべき方向性を踏まえた上で、農業高校、水産高校、気仙沼向洋高校の3校について、できるだけ早期に再建する必要があるとの提言を頂いている。

なお、ただ今御説明申し上げた内容は、12ページから13ページの「5 まとめ」に示されている。本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

宮城県の産業は農業や水産業が中心となっており、特に、これをなくしては「宮城県」たる特徴がなくなるといっても過言でないほどの最重要産業であると思う。一方、村井知事は、工業推進を中心に掲げ、新たな工業地域の造成や企業誘致にも尽力されているが、今回の最終答申では、工業高校に関する提言がなかったように思われる。震災からの復興に向けた提言として、農業と水産が取り上げられていたが、宮城県全体の産業構造を考えた際、農業と水産業、そして工業の復興も重要であり、それらが密接に絡み合った上、本県の産業構造が決まっていくと思う。宮城県全体として、産業構造との関わりを持つような配慮があつて然るべきと思うがいかがか。

教 育 長

委員御指摘の内容は、大変重要な要素を含んでいる。この最終答申にある農業高校・水産系高校の再建に係る説明の中に「6次産業化」との部分があり、「第1次産業としての農業・水産業を、6次産業化していくような教育を推進すべき」と記されており、物を作るだけではなく、それを加工して消費する、流通部分も含めた教育を高校段階から実施すべきとの趣旨で答申されている。その答申内容をしっかりと踏まえ、6次産業化する農業・水産業に就くことができる人材を育成していきたい。

佐々木委員

高等学校の入学時には、一般的には、中学校課程を修了した15歳の子どもたちが入ってくる。人生の中で最も多感な時期に、高校受験という荒波を乗り越え、その進路等を選択していくこととなるが、入学したばかりの高校1年生と卒業を控えた高校3年生とでは、考え方、能力、人生観等が変化してくる可能性もある。特に、高校から専門高校に進路変更する場合等、それは専門学校だけの問題ではないと思うが、県全体として高校間の単位の互換性があつてもいいのではないか。

高校教育課長

単位の互換は、学校間連携により、既に可能となっているが、それを実施している学校については、それほど多くはないとの実態がある。地域の近接した学校間で、相互に編入学する、あるいは諸事情により転校する場合に、学校間連携として単位の互換を認めている。また、工業や商業等の多科目を学んでいくモデル校として、今後開校予定の登米地区の新設校では、そのようなことに取り組むこととしている。

教 育 長

生徒の学びの幅を広げること、多様なニーズに対応すること、その両面において、現在の制度を有効活用すべきであり、今後、各学校で調査を実施しながら、その有効策を見出すよう努めていきたい。

高校教育課長が説明した登米に新設する総合産業高校については、農業の6次産業化にも対応できるよう、農業・商業・工業の各学科があり、それに加えて、福祉学科も設置する。また、途中で違う学科等に進みたい場合には、現在配置しているキャリアアドバイザーが、進路の各種相談に対応するとともに、その助言等をも踏まえ、生徒の進路を生徒自身が柔軟に考えられる相談体制の充実にも努めている。

併せて、この新設校では、現在の運用で対応できる仕組みとして、工業科に入学した場合であっても、商業や農業の科目の一部を履修することを可能としており、また、学科を越えた課題研究等、新しい学校のモデルとして設置することとしている。

佐々木委員

教育長の発言に期待する。例えば、豊富な漁場を作るためには森を作る必要があり、いい森がないと、いい海が育たないと「森は海の恋人」との考え方が、漁業の中から生まれてくる。私たちの暮らしを維持するためには、工業等の環境を考え、産業構造全体のバランスを保持しながら、それを確立させる必要がある。私たちが暮らす社会全体、地域全体のバランスに関し、流動的かつ柔軟な発想により産業構造を形成していく必要があり、それに不可欠な産業人を育ててほしい。カリキュラムの作成や学校間の連携に関しては、そういった発想を持てる産業人が育っていけるような配慮をお願いしたい。

佐竹委員

私は川崎町の「森林を守る会」の理事に就いているが、森を育てる職である林業を学びたい時、宮城県ではどこで学べるのか。それとも、県内には林業に関しての学びの場

教 育 長 | はないのか教えてほしい。  
 佐 竹 委 員 | 現在、農業高校で演習林を持っている学校もある。林業科のある学校はないが、小牛  
 高 校 教 育 課 長 | 田農林高校や柴田農林高校では、林業に関する学習もできるようになっている。  
 | それに実習は組み込まれているのか。  
 | 演習林の下刈りとして、実際に森に出向き学習する機会もある。学校林を持っている  
 | 場合は、全校生徒を集め、学校行事として実施している例もある。

## 9 専決処分報告

### (1) 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

(説明者：教育長)

宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページとなる。

資料4ページの新旧対照表を御覧願いたい。今回の改正の内容であるが、スポーツ健康課が所管する「財団法人宮城県体育協会」が、本年4月1日に「公益財団法人宮城県体育協会」に移行したことから、規則第13条の3第11号の規定について、名称変更の改正を行ったものである。

なお、本規則の改正については、関係法令の規定による移行認定日が本年3月22日であり、同年4月1日に法人設立登記を行う予定であったことから、緊急的に処理する必要があると判断し、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項により、3月26日に専決処分したことを報告するものである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | (質疑なし)

## 10 議事（秘密会以外）

### 第1号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

(説明者：教育長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページまでとなる。

教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号については、教育委員会の権限に属する「附属機関の委員の任免を行う」事務のうち、一部の委員が、人事異動等により任期中途で替わる場合に、その補欠の委員の任免手続事務に関し、「あらかじめ教育委員会が指定した委員」の任免として、教育長の専決事項に規定しているものである。

このたび、県議会から附属機関等の委員等の就任辞退に向けた方針が示されたことから、この規則中にある「あらかじめ教育委員会が指定した委員」から議会関係者に関する記述を削除するため、所要の改正を行うものである。具体には、資料の3ページの一部改正に係る新旧対照表を御覧願いたい。この表の右側「現行」欄に、8つの附属機関が記載されているが、このうち「宮城県スポーツ推進審議会委員」及び「東北歴史博物館協議会委員」について、議会関係委員の指定の部分を削除するものである。

なお、改正後の指定委員の一覧については、2ページに記載のとおりである。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐々木委員 | 今回の改正により、その部分を削除する理由は何か。  
 教 育 長 | 県議会の判断により、県議会議員が、そのような審議会等の委員に就任することに関し、法令に基づくもの以外は辞退するとの意向が示されたものと承知している。  
 伊東教育次長 | 議会改革の一貫として、そのような附属機関の委員として審議等に関わることは、議会の審議前の段階で議員が入って活動し、その審議により決定されたものが議会に示されることとなるため、議会機能の整合を図る観点から、附属機関に関しては、法律に定められたもの以外は就任しないこととし、議会としての監視調査機能を強化していくと

の考え方にに基づき判断されたものと聞いている。

佐々木委員 簡単に言えば、今後、附属機関の委員に議員を選任しないものと捉えていいか。  
教育長 そのとおりである。  
委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 第2号議案 教育財産管理規則の一部改正について

(説明者：教育長)

第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから23ページとなる。

資料5ページの一部改正の概要を御覧願いたい。「1 改正の概要」であるが、教育財産の貸付け、教育財産の目的外使用許可の相手方に関して、暴力団排除条例に規定する暴力団等を排除するため、その申請等を行う際に、「暴力団等に該当しない旨の誓約書」の提出を求めることとして、関係する様式の改正を行うものである。また、(2)、(3)は、本規則の改正に併せ、関係する条項及び関係様式の所要の文言整理を行うものであり、その内容については、資料15ページ以降の新旧対照表に記載のとおりである。

なお、本規則の改正については、本年5月1日から施行することとしている。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

佐々木委員 「暴力団等に該当しない旨の誓約書」について、これは県庁や市役所等の公的な窓口で一般的に用いられている様式であるのか。また、その誓約書を求めることにより、どのような意味があるのか。暴力団関係者の申請を想定しても、“私は暴力団であるから、この財産の使用許可申請をやめる”と言う人がいるとは到底思えない。この誓約書を求めることにより、暴力団関係者ではないとの保証が得られるのか、とても疑問に感じる。実効性がないものを形式的に提出させることは、問題があると思うがいかがか。

教育長 今回の規則改正については、教育委員会が管理する財産の貸付等に関し、暴力団が関与することのないよう管理するため、事務処理上確認していくものである。個人や団体等から誓約書を提出して頂いた後、暴力団員等に該当するか確認する必要があることから、この規則を改正し、今後、警察本部に照会等を行っていくこととしている。申請者本人あるいは団体から提出された誓約書を、そのまま受理するだけでは実効性は上がらないが、それを担保する形で、県警本部にも協力を求めていくものである。

総務課長 今回の規則改正は、知事部局で定めている公有財産規則取扱要領の中で、誓約書の様式を定め、目的外使用許可等の申請時に、その提出を義務付けており、教育財産にも同様の取扱を反映させるものである。また、提出された誓約書だけでは、暴力団員等であるか確認できないため、その実効性を確保するため、知事部局と県警本部で交わしている暴力団員等の排除に関する協定に準じ、県教育委員会でも協定を取り交わすこととしており、今後は、具体的な申請案件1件ずつ、暴力団に該当するか審査することとなる。

青木委員 誓約書を求めなくても、申請時に、ある程度の判断ができるのではないか。佐々木委員が発言されたように、誓約書を提出されることに意味があるのか疑問である。

仮に、県警と協定を結べば、全員審査することとなるのか。それとも“私は暴力団ではない”と虚偽の宣誓をした場合のみを審査対象とするのか。

総務課長 具体的に協定書を結んでからとなるが、基本的には全てを対象とすることとなる。

青木委員 そうであれば、なおさら誓約書の提出は必要ないのではないか。

佐々木委員 暴力団排除が目的であれば、「暴力団には貸せない」と明記すれば済むのではないか。

教育長 行政手続として処理する際、知事部局と教育委員会で手続きに関する整合性を図る必要性もある。知事部局の手続きでは、まず、誓約書の提出を受け、暴力団には関与していないことを確認する。それを踏まえ、暴力団員等に該当しないことを県警本部に確認し、それを確実に排除するための二重確認を行うこととしている。知事部局において、

そのような二重確認の規則を施行したことを受け、教育委員会の財産管理に関しても同様の手続きで確認することとして、今回の改正の提案に至ったものである。教育委員会としても、当初の申し込みの時点で暴力団の排除には触れるが、申請等を行う側からも、それには該当しない旨の誓約をして頂くものである。申請時の負担や事務的な手間が増えることとなるが、暴力団員等の排除のため、手続きを厳格に進めることとしている。

青 木 委 員

行政には厳格な確認も求められるが、その申請手続き等は手間が掛かる。本来、そのような申請行為等は、簡素化する方向であるべきと私は考えている。暴力団員等に該当するか確認するための誓約書を提出させることは、申請者に過重な手間と負担を強いることとなる。申請等の件数の全てについて、県警で確認しているのに、なぜそれを提出させる必要があるのか。行政手続きは、何ヵ所も印鑑を押す、同内容を何度も記入する等、とても手間のかかる面倒な手続きが多いと感じるのが市民感覚ではないか。

佐 々 木 委 員

この改正は、暴力団ではない一般市民の方々に過重な負担を強いる無駄な手続きである。先ほども申し上げたが、「暴力団には貸せない」と記載すれば済むことではないか。

もう一つ違う視点から伺いたい。教育財産には、図書館の書籍類も入ることとなるのか。私は、その書籍類は、教育財産の最たる物だと思っているが、暴力団に関係する方々は、その貸出も受けられないこととなるのか。暴力団に属している方であっても、同じ人間であり、県民である。その対象として、図書館の利用も排除されてしまうのであれば、例えば暴力団の関係者とはいえ、学習の機会を失ってしまう。暴力団であっても、学習の機会均等にあるべきであり、その考え方がどうなるのか伺いたい。

教 育 長

今回の規則改正の確認対象としている教育財産に図書等の書籍類は入っていない。第1条から第7条を略しているが、資料15ページの第8条第2項に使用許可に必要な事項を明記しており、その同項第1号「使用許可物件の表示」等との記載から、この中で想定している財産は、例えば建物や工作物等となる。このため、個人が図書館で図書を借りる際は、その確認の対象外となる。

総 務 課 長

教育財産の管理規則の誓約書の提出を求めるものの具体例を上げると、学校や施設に設置している自動販売機等の貸付料を徴収している場である。ただ今、教育長が説明したように、県立図書館の図書の貸出に関しては、その影響は及ばないこととなる。また、この確認については、委員御指摘のとおり、県民あるいは各団体の方に出来る限り負担を強いることのない手続きが望ましいと思うが、暴力団員等が関与しているか、その団体の役員等も含めて県警に照会することとなるため、その名簿に記載された氏名等の情報を警察に提供することについて同意する旨の内容も誓約書には含まれている。

青 木 委 員

誓約書には、個人情報の警察への提供に同意する意味も含まれているとのことか。

総 務 課 長

そのとおりである。

委 員 長

基本的に、暴力団の利益になるものは全て排除するものであり、条例の趣旨からすれば、本来は、書籍であっても暴力団員等には貸出することが難しくなるものと思われる。これは、難しい問題を含んでいると思う。

教 育 長

図書の貸出に関しては、個人の情報をその都度確認し、適当であるか判断することは、現実的には不可能な処理であるとも思われる。また、佐々木委員の御意見で、図書を通して人間を形成していくことは、重要な要素であると認識している。

今回の改正は、そのような部分ではなく、学校、社会教育施設、社会体育施設の一部の使用を許可する、あるいは自動販売機の設置等を対象としており、会社や団体等の収益が上がる場合等について、暴力団を排除していくものである。その際、もし、暴力団等が借り受けようとする場合は、その事実を二重・三重に隠した形で申請等を行うことが想定される。それを排除するためには、総務課長が答えたようなことも含めて、幅広く、細かい部分まで確認する必要がある。手続き等は、可能な限り簡略化していきたいが、その排除には最低限の具体的な情報が必要となることを御理解願いたい。



- 佐竹委員 先ほどの総務課長の回答によると、自動販売機の設置や営利を目的とするものに限定した手続きではなく、例えば、ボランティア等の団体についても、営利・非営利を問わず、誓約書の提出を求め、その確認を行うものと理解したが間違いはないか。
- 伊東教育次長 営利・非営利ではなく、その貸付等が、教育財産の本来の目的に該当するかにより判断する。例えば、図書館における図書の貸出や体育施設のスポーツ使用は、教育財産の目的外の使用には当たらず、本来の目的によるものである。一方、それ以外の別の目的で貸し付けること、具体的には、先ほども説明した自動販売機の設置等による貸し付け等であり、教育財産の本来の目的以外に使用する場合、今回の確認を行うこととなる。
- 佐竹委員 例えば、体育館をバザー等で使用する場合、その申請団体の役員の中に暴力団の関係者が入っていた際には、それを開催することができなくなるとのことか。暴力団員等を排除していくため、徹底的にそれを調査し、確認していこうとする手続きであれば私は賛成する。何らかのアクシデントがあった場合を考えると必要な手続きであると思う。
- 私は保護司としても活動しているが、いろいろなアクシデントが発生することもあり、そのような誓約書の提出を求めなかったために、関係者間のトラブルに発展する場合もある。事前に誓約書を取っておけば、暴力団員であることが判明した場合であっても、申請時に虚偽の内容で宣誓していたこととなり、そのようなトラブルを防ぐことができる。例えば、ボランティアの名前を借りて、入手先の分からない品物を売ってしまうことがあるかもしれない。そのようなことのないように、暴力団員等を徹底的に排除していくものであれば賛成する。
- なお、教育施設や図書の本来の目的による利用等については、復興に向けて立ち上がろうとする人たちへのケアの面もあることから、その区分等は上手に説明してほしい。
- 委員長 いろいろな意見が出たが、この議案の可否について、判断することとしたい。
- 佐竹委員 手続きに関しては、申請者等の手間が増えるが、トラブルを防ぐためには必要な作業であると思う。
- 佐々木委員 行政手続きとして進めることであり、今回の改正内容については、基本的には、知事部局の考え方と整合を図るべきと思う。また、その手続きに関しては、申請者の負担や事務処理量の増加が伴うが、事務局の説明によれば、致し方ないものと思われる。
- もし、そのことに異論が出るのであれば、知事部局の考え方について、一般県民に対する手続きの簡略化の観点から、再検討して頂くことも一つの方法であると思う。青木委員の意見にもあったが、できる限り手続きを簡略化することも必要である。県民の方々が、宮城県の施設をより利用しやすい環境を整えてほしい。そのような要望も添えた上、可決することとしてはどうか。
- 委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

### 第3号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明者：教育長)

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、24ページから30ページとなる。

資料の25ページを御覧願いたい。資料に記載している有形文化財3件について、文化財保護条例第3条第1項に基づき宮城県指定有形文化財(考古資料)として指定するものである。この指定については、本年3月19日付けで宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る3月22日に開催された同審議会において御審議頂き、資料26ページのとおり3月28日付けで3件とも「県指定有形文化財(考古資料)」に指定することが適当である旨の答申を頂いているものである。また、本件の指定が可決された場合、県指定有形文化財(考古資料)は9件となり、県指定文化財の総数は240件となる。

なお、詳細については、文化財保護課長より御説明申し上げます。

(説明者：文化財保護課長)

宮城県指定文化財の指定について、御説明申し上げます。

資料の27ページから28ページの答申書及び29ページから30ページの写真を御覧願いたい。

今回の指定候補は、有形文化財 皮袋形土器／上ノ原遺跡出土1箇，土偶／蔵王町鍛冶沢遺跡出土1箇，野川遺跡出土品一括である。

1件目の上ノ原遺跡出土の縄文時代中期の皮袋形土器である。上ノ原遺跡は、仙台市太白区秋保町に所在する遺跡であり、この土器は、戦後の林道の開削工事の際に出土したとされているが、出土状況等の詳細は分かっていない。資料29ページ上段の写真を御覧願いたい。この土器の大きさは、高さ9.8cm，幅18.3cm，奥行6.5cmで、それほど大きな土器ではない。器形は、胴部が左右に円錐形に張り出し、中央から筒状の口が立ち上がる特異なものであり、遊牧民が液体を入れる皮袋に似た形状を呈することから「皮袋形」と名付けられている。完形品で、粘土紐を張り付ける手法や工具で線を描く手法で渦巻文が描かれている。この文様や文様を描く手法は、縄文時代中期の特徴をよく示すもので、作りは精巧であり、遺存状態も良好である。このように、この土器は、縄文時代中期の特徴的な文様で飾られ、皮袋形といわれる特異な形を持ち、県内はもとより東北地方でも唯一の貴重なものであり、縄文時代中期の土器の多様性を知る上でも重要なものである。

次に、鍛冶沢遺跡出土の土偶であり、時代は縄文時代晩期のものである。資料29ページの下段の写真を御覧願いたい。この土偶は、昭和初期頃に出土したもので、出土状況等は不明である。眉や左腕にキズ等があるが、大きな欠損が無く、ほぼ完形となっている。中空の土偶で、顔はやや上を向き、肩と腰は強く張り、胴部はくびれている。脚部は太く樽状を呈し、足は円盤状で大きく安定感があり自立する。顔は立体的で、頭と肩にある突起、後頭部、肩から背中、腰に描かれた文様は、同時期の土器と同じ特徴を持っている。大きさは、高さ16.4cm，幅10.5cm，厚さは頭部が厚く4.9cm，体部が2.7cmである。目や口、足の指の部分等の凹んだ部分に僅かに赤く塗られた痕跡が認められ、全身が赤く塗られていた可能性も考えられる。この土偶は、顔の表現や体の形等に、この直前の時期にある遮光器土偶から変容した様相が見られ、この時期の土偶の特徴をよく表している。土偶は、完全な形を残すことが稀であるが、本土偶はほぼ完形であり、県内の同じ時期のものでは全体像の分かる唯一の資料である。

次に、3件目の野川遺跡の一括資料である。野川遺跡は、仙台市青葉区熊ヶ根に所在し、平成3年に仙台市教育委員会によって実施された発掘調査で、縄文時代草創期の生活面や二つの土坑（人間が掘った穴を表す）等が発見された。この資料は、この発見された2つの土坑及びその周辺から出土した石器700点と土器29点である。土坑は、いずれも直径50cm程度の歪んだ円形を成し、深さ10cm程度である。一つの土坑からは、両面を加工した石器、へら状の石器、石鏃、剥片類等が603点、縄文土器1片が出土した。資料30ページの上段の写真を御覧願いたい。大型の石器が数点重なり、その下に多数の剥片が土坑の縁に沿って弧状を成すように立った状態であったことから、石器は袋状のものに入れられた状態で埋められていた可能性が指摘されている。もうひとつの土坑からは、へら状の石器や剥片等が66点出土した。その外、その二つ土坑の周辺から、へら状の石器や石鏃、石核、剥片等31点、縄文土器片が28点出土している。土器は、胎土が緻密で、厚さは3～4mmと薄手である。特に、棒に撚り紐を巻き付けたものを押し付けて施文した文様や、撚り紐を押し付けたたり回転させたりして施文した縄文、爪の形のような文様を施した爪形文、資料30ページの下段の写真にあるような大型の両面を加工した石器は、縄文時代草創期の特徴を良好に表している。この資料は、縄文時代草創期の土器と石器が、発掘調査によってまとめて出土した県内唯一のものである。また、土坑からの石器の出土状況は、将来の使用を想定して石器やその材料が貯蔵されていたことを示している。そして、この石材は東北地方の日本海側で産出する良質の珪質頁岩であり、太平洋側にもたらされて貯蔵されていたことは、縄文時代初めの人の動きや石材利用の計画性を物語る貴重な資料である。

以上、これら3件については、県指定有形文化財の指定基準のうち「土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で、学術的価値の特に高いもの」と認められ、宮城県指定有形文化財にふさわしいと判断される。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

( 質 疑 )

- 佐々木委員 これらの物が指定されることに関しては、もちろん異論はないが、昭和時代や平成3年頃に発見された県内唯一の土器等について、この時期に新たに指定する理由は何か。
- 文化財保護課長 一般的には、その判断する時期によることとなる。発見後、直ちに価値があると判断できるものであれば、時間をかけずに指定される。今回の土器と土偶については、発掘調査で出土した物ではなく、県内で1点だけ発見されたことから、直ちに指定せず、保留していたものと考えられる。野川遺跡については、先ほどは縄文時代草創期と申し上げたが、旧石器時代に近い物となる。また、過去に、捏造事件があったこともあり、指定を避けていた、あるいは余計な疑惑を招かないこととして、今回まで抑えていたことが指定する理由となる。この土器と土偶については、出土状況は不明であるが、偽物ではないことが明確であることから、文化財として指定することを提案したものである。
- 佐々木委員 また、指定文化財には多くの種類があるが、多数が指定されている種類と、そうではない種類があり、バランスが好ましくない状態となっていた。今回提案した考古資料に関しては、比較的その指定の少ない種類となる。文化財保護課としては、その状態の解消と、指定の少ない種類の文化財を増やす必要があると捉え、今回提案したものとなる。
- 佐々木委員 今の説明によると、「県内で確認されたのが一つだけであったため、これまで指定していなかった」となり、冒頭に説明された「県内に一つしかないから指定する」と異なる。発見時と指定時の価値観が変わってきたのか、あるいは時代の要請が変わったのか、いろいろな視点があると思うが、その物の評価の仕方や評価をする人が変わったのか、指定に係る背景的な部分に分かりにくいと感じた。発見から何年も経過した時期に新たに指定されるということは、何らかの変化があるものと思いついた。
- 教育長 また、この質問のもう一つの目的は、宮城県として、大事に守っていく必要のある文化財について、まだ指定されていない物、あるいは指定されるべき物が、潜在的に数多くあるのではないかと思う。発掘や調査・研究を強力に推進する等、できるだけ、出土から時間をかけずに、その指定等に係る対応をすべきではないか。
- 佐々木委員 佐々木委員の御意見のとおりである。文化財として貴重な価値を持つ物が指定されないまま残存している状況であり、そういった物を1点でも多く確認していくことが必要かつ重要な作業であると考えている。一方、埋蔵文化財に関しては、本県で大変残念な事故が発生したこともあり、それ以降の指定については、どうしても遠慮している面があった。今後は、震災からの復興という大きな課題もあるが、それと同時にできることから指定の作業を進めることとし、一つ一つ専門家の目を通してその価値を確認し、文化財の指定に向けて積極的に取り組むこととしたい。
- 文化財保護課長 宮城県は地理的に良好な場所に位置し、多くの歴史的な遺産を受け継いでいる素晴らしい地域であるが、それを大事にする風土や慣習が育まれていない。有形・無形を問わず、歴史的な物を大事にしていく精神論について、子どもたちに十分教育してほしい。自分たちの風土を誇りに思い、そこに足を立てて立つことができない子どもたちに、未来の新しい創造を担っていくことは無理があると思う。自分たちの歩む、あるいは自分たちの祖先が歩んできた歴史を意識し、そして未来を見ていくことは、とても大事なことである。震災による痛ましい状況も含めて、決して風化させないことが必要である。
- 佐々木委員 先ほどの説明に補足する。当時、発見されたものは県内に1点だけであったが、その出土品と同等の物が、数十年來の内に実施した発掘調査等でも見つからなかったため、それが貴重な価値を有することが判明してきたため、今回指定するものである。
- 佐々木委員 そして、委員御指摘のとおり、指定文化財の数を見ると、宮城県は全国平均よりも相当低い。数が多ければいいものではないが、やはり種類のバランスが良くない。教育長の説明にもあったように、今後、力を入れていきたい部分であると考えている。
- 佐々木委員 自分の生まれ育った地域の歴史・文化に誇りを持って、自分の力として新たな創造に取り組める子どもたちを育ててほしい。

庄子委員	佐々木委員の意見に賛同する。自分たちが慣れ親しんでいる秋保や蔵王町のような身近な地域から発掘されたことは、初等中等教育の中で、十分活用されるべきものである。これまでは普通の野山に見えていたものが、実は先人達が暮らしていた場所であり、そのような視点を併せ持つて、子どもたちが育っていったらいいと思う。また、1点確認したいが、野川遺跡からの出土品は、仙台市教育委員会が発掘したものとなるのか。
文化財保護課長	そのとおりである。
庄子委員	県の文化財指定となることについて、仙台市も了解していると理解していいか。市・県・国のように、その評価も高まっていくと思うがいかがか。
文化財保護課長	文化財は、その中のどこで指定してもいいこととなっている。最初から国の指定となる例もあるが、通常は、市町村や県が指定し、その中で高く評価されたものは国で指定することとなる。土偶と野川遺跡については、県が初めて指定することとなり、仙台市ではまだ指定していない。1件目の土器は、仙台市の指定となっているが、今回の指定を受けた場合は、仙台市が、市の条例に基づき指定を解除することとなる。
青木委員	審議に関する話ではないが、1点お願いしたい。例えば、今回の「皮袋形土器」の名称の読み方について、「かわぶくろがた」、「ひたいけい」のように、考古資料の場合は分かりにくい部分がある。今回の蔵王町の地名も同様であるため、資料に読み仮名等を表記してほしい。また、同様に、「土抗」は「人が掘った穴のこと」を指す場合等、あまり聞き覚えのない言葉を使う場合には、注記等を表記すると分かりやすい。このような貴重な物を、子どもたちに広めていくためにも、そのような配慮をお願いする。
教育長	本日の資料について、少し分かりにくい部分があったことをお詫び申し上げる。また、庄子委員の御意見から、広報も大事であると感じた。今後、ホームページ等により、積極的に広報していきたい。その際、表示の仕方をできるだけ分かりやすく改善し、ひらがな等の読み仮名を振ることも含めて、一般的に誰が見ても分かるような表記にしていきたい。今後、教育委員会に提出する資料も同様に改善してまいりたい。
文化財保護課長	考古学の用語は、以前から難しい表記が多く、読み方が分かりにくかった。今後は、そのような点にも配慮していきたい。また、新たに指定された場合は、当課ホームページに指定内容等を掲載しており、その情報についても同様に取り組んでいきたい。
委員長	(委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

## 11 秘密会の決定

### 7 議事

#### 第4号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

委員長	議事の第4号議案については、非開示情報が含まれていることから、その審議については秘密会としてよろしいか。 (委員全員異議なし) この審議については、秘密会とする。 なお、秘密会とする審議については、次回教育委員会の開催日程決定後に行うこととしてよろしいか。 (委員全員異議なし)
-----	---

会議録は別紙のとおり。(秘密会のため非公開)

## 12 課長報告等

### (1) 東日本大震災に係る教育関連記録集について

(説明者：総務課長)

東日本大震災に係る教育関連記録集について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから10ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。まず、「1 趣旨」であるが、発災後これまでに教育委員会が行った対応や学校現場の状況等を記録として留め、後世に伝えるとともに、関係者の皆様に参考として頂くため、教育関連記録集として取りまとめ、ホームページに掲載したものである。

次に、「2 構成等」であるが、教育庁の各課室、県立施設及び一部の県立学校に係る震災後の対応状況についてまとめた外、市町村教育委員会の御協力を得て、市町村立学校等の対応状況等について掲載している。また、東日本大震災に関連して、文部科学省や県教育委員会が発出した主な文書を閲覧できることとしている。他の都道府県の教育委員会や学校関係者をはじめ、行政機関や大学等研究機関の方々等にも広く御覧頂くため、ホームページ上に掲載する形態とし、今後、震災対応の進捗状況に基づき、内容の更新や追加を適宜行いたいと考えている。

資料2ページを御覧願いたい。このホームページを御覧頂いた時のイメージであるが、トップページの左側は、県教育委員会の各課室が行った対応について、項目名をクリックすると、その内容をPDFファイルにより閲覧できる。さらに、その文中に記述された文部科学省からの通知のタイトルをクリックすると、実際の文書も閲覧できる。また、トップページの右側の学校名をクリックすると、教育事務所からの推薦に基づき、市町村教育委員会を通じて依頼し、原稿作成に御協力を頂いた小・中学校等の対応記録を参照することができる。

資料3ページを御覧願いたい。このページ以降は、一例として、亘理町立長瀬小学校の対応の記録を参考資料として添付している。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 ) | ( 質 疑 な し )

## (2) 県立特別支援学校の新設について

(説明者：特別支援教育室長)

県立特別支援学校の新設について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから12ページとなる。

資料11ページを御覧願いたい。県立特別支援学校教育環境整備計画に基づき、仙台圏の県立知的障害特別支援学校3校の狭隘化の解消を目的に、県立特別支援学校を新設整備するものである。

「1 整備概要」であるが、名称については、仮置きで「仙台地区支援学校」としているが、正式には、その決定方法も含め、今後検討してまいる。設置場所は、仙台市青葉区小松島新堤2-1である。施設の概要については記載のとおりであり、資料12ページにはイメージ図を示している。供用開始は平成26年4月であり、その対象等については、知的障害児童生徒を対象とし、学校の規模は、想定する受入児童生徒数は150人程度、普通教室30教室である。学部は、小学部、中学部、高等部であり、通学区域となる中学校区については、今年の秋までに確定させる予定であるが、現時点では記載のとおり想定しており、新設する特別支援学校の通学区域に居住する児童・生徒は、現在通学しているそれぞれの特別支援学校から転校して頂くこととなる。このため、関係する光明、名取、利府の3校の保護者への説明が重要となってくることから、この特別支援学校の設計(案)の概要及び通学区域について説明を行っている。

次に、「2 保護者説明会」について、開催日及び対象であるが、本年2月3日に利府支援学校の保護者約200名、2月9日に名取支援学校の保護者約20名、2月16日と17日に光明支援学校の保護者約110名に説明した。このうち利府支援学校と光明支援学校については、PTAの全体会の場を利用して説明を行い、名取支援学校については、保護者が来校する行事等がなかったことから、単独の説明会のみとして開催したものである。いずれの学校でも、説明を聴講できなかった保護者に対する対応として、当日使用した資料を対象となる保護者に配付している。説明会における質問、意見等については、施設設備、通学区域、防災に関するもの等が寄せられた。今後は、寄せられた意見等を踏まえながら、整備を進めてまいりたい。今後の保護者説明会の開催予定であるが、本年4月から6月までの間に保護者説明会を再度行い、また、地域住民の方々に対しても説明会を実施する。10月頃には、通学区域を確定し、その内容を保護者や関係する仙台市教育委員会等に説明を行うこととしている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員

現在、遠方の学校に通っている、あるいはそのような地域に通えなかった場合等、この学校の新設により、それらが解消されるのか。

特別支援教育室長

この新設は、仙台圏3校の狭隘化、教室不足を解消することを本来の目的としている。それに併せ、委員御指摘のとおり学区の一部を変更するため、スクールバスの乗車時間の短縮等が図られるものと考えている。

### (3) 平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る結果について

(説明者：高校教育課長)

平成24年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について、御報告申し上げます。

資料は、13ページから19ページとなる。

資料13ページを御覧願いたい。「1 総括」であるが、平成24年度の募集定員は、全日制課程が15,160人、定時制課程が1,040人であった。合格者数については、併設型中学校から併設型高校への入学、推薦入試、連携型入試、一般入試、第二次募集を全て合計すると、全日制課程で14,654人、定時制課程で532人が合格している。次のページは、学科別・地区別状況を一覧として示している。

続いて、資料15ページの「4 学力検査の結果」を御覧願いたい。全日制、定時制別の各教科の平均点については資料のとおりであるが、数学と英語については、問題の一部を選択問題としており、基礎基本を中心とした選択問題Aと、思考・判断・表現力を重視した選択問題Bのいずれかを学校が選択して実施している。受験者の5教科総点の平均については、県全体をまとめて、選択問題のA・Bを区別せずに単純平均したものを、参考として括弧書きで示しているが、全日制で264.9点、定時制で127.7点となった。昨年と比較すると、全日制では、7.4点高く、定時制課程では1.8点低くなっている。教科により平均点に差が見られるが、全体としては、学力検査として適切な出題内容であったと考えている。

なお、学力検査の結果については、今後さらに分析を進め、改めて御報告したいと考えている。

次に、「5 学校選択問題の選択状況」については資料のとおりである。また、学校別の選択状況については、資料16から18ページに記載しているとおりでである。

次に、資料16ページ下段の「6 東日本大震災に係る対応」については、被災者に対する入学者選抜手数料の免除及び被災で県外等に避難している生徒の臨時的措置による出願についての配慮を行った。入学者選抜手数料の免除申請者数は、出願者全体の概ね2割となった。臨時的措置は、来年度入試についても継続してまいりたい。

次に、資料19ページの補助資料「出願状況からみた全県一学区化に伴う地区外出願希望状況について」を御覧願いたい。今春の高校入試は、全県一学区のもとでの3回目の入試となった。全県一学区化前に懸念されていた仙台市内の公立高校への一極集中の有無について調査するため、仙台市及び中部地区を中心に、推薦入試と一般入試を合わせた出願者数について、学区制の下で実施された平成21年度入試の数値を基準として、全県一学区化とした平成22年度入試以降の3年間の動きについて、1～5の区分により分析している。1番は、仙台市内と仙台市外との間での移動状況であるが、全県一学区化の前後で大きな変化は見られず、仙台市の外から仙台市内への出願希望者については、1,800人から1,900人の間で、仙台市内から仙台市の外への出願希望者については、1,500人前後のところで安定している。2番及び3番は、1番の内訳となるが、2番は、仙台市内と比較的遠い、南部・北部・東部地区との間での移動状況である。これは、学区制時代には187人であったものが、全県一学区化後には、約100人程度増加するという傾向が見られている。逆に、仙台市内から南部・北部・東部地区への希望も89人であったものが、全県一学区化後は100人を超える状況で、若干増加している。3番は、仙台市内と仙台市周辺地区である。亘理名取・塩釜・黒川学区との間での移動状況であり、これは、全県一学区化前後で大きな変化はなく、周辺地区から仙台市内への出願希望者が1,600人程度、仙台市内から周辺地区への出願希望者が1,400人程度で安定しているが、周辺地区の公立高校への出願希望者が若干減少している状況となっている。4番は、中部南地区と中部北地区の間の移動、5番は、仙台南学区と仙台北学区の間の移動であるが、これらは、南から北、北から南とも増加の傾向となっている。これらの状況をまと

めると、2番にあるとおり、南部・北部・東部地区の生徒が仙台市内の公立高校を目指す動きについては、約100人程度の増加が認められる。これは、仙台市内の普通科への出願は、学区制時代には3%との限られた枠に対する出願であったが、その制限がなくなったことによる増加と考えられる。また、1から3番に見られるように、全般的には、仙台市内の公立高校への一極集中は起きていないものと考えられる。また、4及び5番から読み取れるように、中部南北間、仙台南北間の移動については、流動化が促進したものと考えられる。

概要は以上のとおりであるが、今後とも、全県一学区化に伴う生徒の出願状況の推移・動向を注視してまいることとしている。また、全県一学区化後の実施結果に基づき、今後、高等学校入学者選抜審議会において、この3年間のデータに更に詳細なデータも加えて、多角的な見地から分析を進めてまいりたい。

最後に、来年度の入試から、前期選抜・後期選抜という新しい入試制度となる。今年度は、制度の周知の徹底に努めるとともに、その円滑な実施に向けて努力してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐々木委員 以前の全県一学区化の検討時に、生徒への指導に係る各中学校の先生方の負担が増加する、あるいは子どもたちの進路指導上、混乱が生じる可能性があることについて、とても心配していた。そこから3年経過した現時点において、学校現場における問題点や課題等について、県教委に対する報告は上がっていないか。

高校教育課長 対象となる子どもたちに対し、中学校では校内における説明や進路指導、高校側からは地区別説明会やオープンキャンパス等を開催し、各学校の特徴・特色等の情報を提供しており、進学する学校の選択はスムーズに行われている。また、入学にかかる質問や疑問については、これまでも各場面で報告されているので、今後も丁寧に回答することとし、対処する必要性のある問題があれば、検討を進めていくことが必要と考えている。

佐々木委員 現場の先生方の指導上に関する問題に係る報告について、特に何もなかったのか。

高校教育課長 先生方に対しては、入試説明会を実施しており、その開催時に出された質問や要望等を聞いている。その回内容等を踏まえた上、各学校等で対応して頂いており、特に目立った問題等は報告されていないものと認識している。

青木委員 学力検査の結果は、高校別に全てのデータを取っているのか。

高校教育課長 各学校からデータの報告を求めており、その個別データの数値を基礎として、資料に記載した平均点等を把握している。

青木委員 高校別のデータも分かると思うが、それは公表しないものか。

高校教育課長 そのとおりである。

青木委員 公表しない理由は何か。

高校教育課長 それを公表した場合、高校ごとの内容、個人の成績、学校間の違い等を公開することとなる。受験者数の少ない学校もあり、入試選抜の円滑な実施への支障を来す、あるいは入試等の格差が生じることが望ましいことではないため公表しないこととしている。

青木委員 子どもたちが、受験する学校を決定する場合に、高校ごとの個別情報がないと、その判断が困難となるのではないか。例えば、進路を指導する先生方は、1年前に受験した生徒の結果等を基に指導しているのか。私は、そのほうが好ましくない状態と思う。子どもたちは、その可否や目安となるボーダーライン等を把握する必要がある、その正確な情報に基づき、本来、受験校を選定する必要があるのではないか。

教 育 長 学校ごとの学力検査の結果の公表については、これまでも議論してきたところであり、それを踏まえた上で、現在、受験した生徒本人からの請求に基づく個人開示を行っている。学力検査の合格を発表した時点で、学校に問い合わせれば、その結果を本人に公表している。また、中学校では、受験した生徒からの報告等により、ボーダーライン等を分析し、それらの情報を参考に進路指導資料を作成しているであろうと思う。

一方、委員御指摘のように、それだけでは客観的な指標として、十分な資料となり得

ないとの御意見が寄せられたこともあり、今回の新入試制度においては、高校側から、前期選抜で受験できる条件を示し、一つの客観的な指標を明示している。例えば、中学校3年間の成績が、平均4.0、平均3.5等の条件がそれに当たる。

また、中学校の進路指導の在り方については、大変重要な課題であると認識しており、今後も効果的な方法等を検討していくべきと考えている。

青 木 委 員

そのデータが公表されないため、いわゆる予備校や学習塾が、学校の最低点や偏差値を推測して示している。結局、不確実な情報が飛び交う結果となり、受験生が混乱したりするのではないか。以前、学校間格差や競争を煽るとか、そんな議論があったことを聞いたことがある。しかし、学校間の格差は現実的には生じており、その格差があるからこそ、競争意識が働き、結果として向上心につながっている。競争心をなくすことは、今の仕組みを全面的に見直さない限り、あり得ないことだと思う。行き着く結論がなぜ非公表となるのか、納得できないため伺った。

教 育 長

学校ごとの学力検査の平均点、あるいは最高点や最低点について、仮に公表することとした場合、学力検査の結果が、それ以上の点数や平均点であれば必ず合格するような誤ったメッセージを提供する恐れがある。また、高等学校への入学者の選抜は、一つは学力、もう一つは学校生活3年間を数字でまとめた5段階の調査書の成績等となる。それらを総合的に選抜することが、高校入試の大きな仕組みとなっている。

学校ごとの平均点を公表すると、学力だけで合否が決まるような風潮を助長することになると現段階では考えている。学力も重要であるが、学力以外の部分も重要な要素を含んでいることから、新入試制度は、前期・後期選抜に変更し、前期は学力検査を3教科、後期は5教科、加えて前期選抜では、面接、実技、あるいは学校独自の検査等を含めて実施することとしている。中学校生活をどう過ごしたか評価し、さらに、高校ではどうしていきたいのか、その“志”について、受験生に確認しながら、高校に進学して頂きたいと考えている。その部分を、まず県民の皆さんに御理解頂けるよう努めると同時に、この問題に関しては、さらに検討していきたいと考えている。

青 木 委 員

仮に、最低点を提示した場合、毎年、難易度が変わるため、「この学校は何点取らなければ合格できない」、「何点以上取れば入れる」とは決して考えないと思う。しかし、その提示した情報がある程度の目安となり、受験者はそれを偏差値に置き換えて考える。一方、学力だけではなく、中学校生活等を含めた総合力で判断する際に、例えば、学力は70%、残りの30%は面接や内申書で判定する等、そういった判断基準等を明示することも必要ではないか。曖昧な情報を提供するのではなく、必要な情報や基準等を明示して、客観的な結果を公表していくことが本来の情報提供の在り方である。各学校の入試環境が明確化され、その結果、不正が入り込む隙がないと思うがいかがか。

教 育 長

委員御指摘のとおりであり、来年の春から行われる選抜試験において、それを全て明示することとしている。ある高校は、学力検査と調査書の割合を5対5、また、別の高校では7対3とする等、前期選抜・後期選抜ともに、学力選抜の比重を明示することとした。選抜試験の中で、何か不透明な部分があるのではないかと疑念を抱かれなためにも改善することとしている。

なお、中学校における進路指導のための情報の提供について、これは課題として残ることから、今後、内部で引き続き検討することとしたい。

青 木 委 員

来年度から高校別の最高点・最低点を提示することになるのか。

高 校 教 育 課 長

最高点・最低点の提示ではなく、前期選抜の場合は、調査書・学校独自検査・3教科の試験の合算点で合否を決定し、後期選抜は、学力点と調査書点の活用の割合が、7対3から3対7の範囲で設定していくこととなる。学力または調査書のどちらを重視するかについては、各学校で設定し、選抜していくこととなる。一方、現在の選抜における考え方については、学力点と調査書点の割合を基本的には1対1とし、学校ごとに相関



青木委員 図を作成の上、判定している。学力点の高低だけで合否を判定しているものではない。その配分割合等を明示することとなるのか。子どもたちの受験結果について、個別ではなく最高点・最高点・平均点等の内容は明示しないとのことか。

高校教育課長 そのとおりである。

委員長 青木委員の意見は、受験生の目線に立った考え方である。受験生は、とても不安であるので、最高・最低点、平均点が提示されると、選抜試験に向き合いやすくなると思う。一方、高校入学後のことを考えると、子どもたちの学校生活を考えると逆に公表しないほうがいいものとも思われる。

我々の時代は、5教科の合計点数を指標として目指す高校を決めていたと思う。この高校は400点以上の点数が必要、350点であれば別の高校を受験する。そうすると、その学校ごとに、概ね同じ学力を持った子どもたちが集まり、そういった部分で学校ごとに階層的なイメージができていた。今は、仮に最低点が150点の高校でも、400点を取っている生徒も入っている。経済的な事情や部活動等の理由があるが、学力の差や階層的なイメージによらず入学している場合もある。一方、その高校の生徒の幅が広すぎるため、学力に差のある子どもが混在しており、先生方が授業を進めていく上で、とても難しい面があると思う。

そのような状況にあることから、最低点等を毎年公表することには抵抗がある。受験する側からすれば、その点数はとても気になると思うが、選抜試験よりも入学後の授業の持ち方や進め方を工夫していくことが必要であると思う。

佐竹委員 公に提示していないとしても、内部の情報として、中学校の進路指導の先生方に偏差値の基準等を示してはいないのか。この学校であれば、ボーダーラインとなる点数は何点であるとの情報を提供することができるのではないかと。あるいは、学力検査の情報ではないとしても、この程度の学力が必要であるとの情報を学校に提供できないのか。

高校教育課長 そのような情報は、個人情報の提供となることから提供していないが、受験結果の可否については、中学校長にも確実に伝達している。また、各中学校においては、これまでの指導の蓄積を基に進路指導頂いており、先生方が大変御苦労されていることも承知している。今回、選抜試験の進め方を大きく変更するが、さらに改善できる部分がないか、進路指導をより充実させるにはどうしたらいいか、中学校・高校等と協力しながら今後とも検討していきたい。

佐竹委員 提供していないとすれば、子どもたちの進路は、中学校の進路指導の先生方の広い見地と手腕によるものとなるのか。

高校教育課長 中学校の進路指導に併せ、子どもたちがどれだけ一生懸命頑張るか、当然ながら、そういった生徒自身の努力にもかかってくると思う。

青木委員 現状における選抜試験の情報提供等については理解したが、今後も、進路指導に有効かつ客観的な情報の提供が行えるよう、是非検討して頂きたい。

委員長 19ページの「2 仙台市内と各地区」について、平成21年度から平成24年度を比較すると、南部・北部・東部地区から仙台市内を出願している者が約100名増加している。100名の子どもたちが学区に関係なく自由に挑戦できることとなったことは、全県一学区化に伴う利点であると思うが、この状況がさらに増加していった場合は、疑問視せざるを得ない。頑張って挑戦していこうとする意識のある子どもたちが増えていることは、とても良い傾向にあり、宮城県の将来に向けて大いに期待できる。しかし、その反面、仙台市外の高校を希望する子どもたちは、減少傾向にあることから、私立高校も含め、郡部の学校においては、その学校にしかない独創的で魅力的な特色を打ち出す等、出願者を増やせるような特色作りを検討してほしい。

#### (4) 平成24年3月高等学校卒業者の就職内定状況について

(説明者：高校教育課長)

平成24年3月高等学校卒業者の就職内定状況について、御報告申し上げます。

資料20ページを御覧願いたい。右から3列目「平成24年3月末」欄であるが、(B)平成24年3月卒業生19,979名のうち(C)就職希望者4,654名であり、そのうち(D)就職内定者4,520名で、(A)就職内定率は97.1%となった。これは、平成4年3月卒業生の97.8%以来、20年ぶりの高い内定率となっている。

震災により県内の多くの事業所が被災したことにより、年度当初は厳しい結果が予想されたが、各高校では早くから生徒保護者向けの進路指導に着手した外、県内はもとより県外企業も含めた幅広い選択ができるよう就職先の紹介をしてきたことや7月末の首都圏企業説明会への教員参加、10月の岩手・福島も含めた被災三県の高校生を対象とした県外企業就職面接会の開催、11月や1月末の県内企業就職面接会参加者のバス輸送等、関係機関の手厚い就職関係支援が功を奏したものと考えている。また、学校現場の頑張りに加え、定率を上げた大きな要因は、企業からの被災者対象求人の増加、県内求人が1月から増加してきたこと等が考えられる。また、(E)就職未内定者134名については、県内求人倍率が2月末現在で1.75倍と高い水準であるので、ハローワークの積極的な利用を促すとともに、高校教育課事業の「トライアル24」の活用も呼びかけていきたいと考えている。

なお、平成24年度は、新3年生に向けて、資料右下の枠のような就職関係の事業を予定しており、関係機関と調整を図りながら、各種支援策を展開していきたいと考えている。

いよいよ新学期がスタートし、4月3日には進路指導の早期スタートに向けた進路指導担当者連絡会議を開催し、これまでの取組の成果を確認し、さらなる改善点を含め、今後の取組について確認したところである。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

- |         |   |
|---------|---|
| 委員 長    | 就職内定率が、2月、3月にかけて大幅に伸びている。その背景にある理由は、各企業の経営状況がある程度良い傾向となってきたとのことか。   |
| 高校教育課 長 | 今年度の前半は、県外企業による被災者枠があり、例年であれば700名から800名の県外就職者が1000名を超えていた。本県の特徴として、県内求人は後半に出てくる傾向にあり、これが1月以降増加してきたことが追い風となり、大いにチャレンジできたものと考えている。  |
| 佐 竹 委 員 | 就職未内定者の134人について、その子どもたちに対する指導・支援は、3月まで在籍していた学校の先生方が関わっていくものと認識しているが間違いないか。  |
| 高校教育課 長 | そのとおりである。この内定状況に係る集計作業も6月まで行うこととしている。   |
| 佐 竹 委 員 | 子どもたちが、どれだけ頑張れているか関心があるので、学校の先生方には負担をかけることとなるが、就職に向けて一緒に歩んで頂きたい。また、その状況は、今後も教えてほしい。   |
| 委 員 長   | 最近、民間企業の手手が不足している状況がある。新聞やテレビでも話題となった内容であるが、大震災により被災した方が働かない、あるいは働けないという現象が、福島県や宮城県の沿岸部でも見られる。企業が求人募集しても、なかなか手を挙げて頂けない場合も多く、特に製造業の場合は人手が足りない。トヨタ関連の企業である北上の工場では、ハイブリッド車等の小型車両の生産が順調である。大衡村、大和町周辺にも、トヨタ関連の製造業が進出しているが、そこに納入する中堅企業では人が集まらないため、泉区以北の地区で事業拡大は難しい状況にあると聞いている。<br>そのような状況を考えると、この就職未内定者は、5月頃を目途にまだまだチャンスがあると思う。仙台から北の地区は人手が不足していることから、仙南地区に製造拠点を増やしていこうとする動きもある。企業としては、新たに進出する部分に新しい力を取り入れることも積極的に行っており、今がチャンスなのではないかと思う。未内定者は、そのような分野を積極的に狙っていくことも一つの方法であると思う。 |

高校教育課長 手元に資料がないため確実な情報ではないが、この134名のうち40名程度は公務員志望者となっている。残りの約90名の就職先として、委員長から提案頂いた情報も含めた上、各学校に対して、有効かつ有力な情報を伝えていきたい。

佐竹委員 適切な表現ではないかもしれないが、未内定者には、就職浪人や諸事情により職に就けない方もいると思う。働く意欲のある方々には、是非手を差し伸べて頂きたい。また、平成23年度は、震災復興のために各方面の企業から求人されていたと思うが、1年後の状況は、変化が出てくると思う。来年度は、今回支援頂いた企業等に対し、こちらから積極的にアプローチする等、今年度の就職内定率を維持できるよう努めてほしい。

平成23年度は、本当に大変な一年であり、全国各方面から救いの手を差し伸べて頂いたと感じている。しかし、今は、そのような状況も落ち着きつつあり、現在は停滞の一途をたどっている状況にある。子どもたちの未来のため、この就職状況が停滞することなく、高い水準を維持できるような対策や活動を進めてほしい。

#### (5) 平成23年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成23年度宮城県小・中・高等学校体力・運動能力調査結果について、御報告申し上げます。

資料は、21ページ及び別冊の報告書となる。

資料21ページを御覧願いたい。まず、「1 調査目的」であるが、児童生徒が自分の体力・運動能力を知るとともに、その向上に関心を持ち、自ら体力・運動能力を向上させようとする意欲を育てること、そして、県内の子どもたちの体力・運動能力の状況を保護者、教員等がしっかり把握し、適切な指導や支援ができるようにすることを目的としており、昭和39年から本県教育委員会が独自に実施しているものである。

次に、「2 調査対象及び回答数」であるが、宮城県内公立小・中・高等学校の全児童・生徒を対象としている。平成23年度の調査実施児童生徒数は約13万人であり、全調査対象児童生徒数が約23万人であるため、約56%程度の実施割合であった。また、学校数では、資料のとおり70.7%の実施割合となった。これらは、震災のため調査を見合わせた学校があったことによるものである。

なお、未実施地域は、資料に記載のとおりである。

次に、「5 調査結果」の概要について、「(1) 目標」であるが、過去平成10年から平成16年までの7年間、県の最高平均値を超える項目数の割合が80%以上となることである。これは、平成24年3月に定めた「みやぎの将来ビジョン・震災復興実施計画」の中で目標指標とされている。「(2) 目標に対する調査結果」であるが、平成23年度は40.2%であった。これは、「2 調査対象及び回答数」で示したとおり、平成23年度は、震災の影響により実施率が低下したため、単純には前年度と比較できない参考値と考えているが、低下傾向にあることは否めないため、さらなる取組が必要であると認識している。

以上を踏まえ、「6 体力向上」へ向けた今後の取組について、「(1) 震災後の全県的取組」として、今年度から新規に各学校の状況に応じて自校の課題及び課題解決の対策を検討し、県教育委員会への報告を依頼している。また、同じく新規に体力・運動能力向上マンパワー研修事業として、各教育事務所・地域事務所ごとに体力運動能力向上指導教員を指定の上、各学校へ直接派遣して、体力・運動能力向上にかかる体づくり運動等の実技指導及び情報提供をしてまいる。「(2) 特に震災で影響を受けた地域での取組」としては、制限された運動環境の中でも、子どもたちが自ら進んで運動に取り組むことができる事例を集めた指導資料の検討・作成及び啓発普及に努めてまいる。これも新規の取組である。また、被災地での運動事例集として、文部科学省初等・中等局から発行された「レッツ！運動を楽しもう！！」等の運動啓発冊子も紹介してまいる。さらに、日本体育協会等が主催しているスポーツ振興関連事業の『2012年度スポーツ心のプロジェクト「スポーツ笑顔の教室」』との連携を図っていきたくと考えている。最後に、「(3) 今後の中・長期的取組」として、今年度策定予定の宮城県スポーツ推進計画の中に「子どもの健康な体づくりと体力・運動能力向上の推進」等を基本方向として位置付け、広く体力・運動能力向上に向けた取組を全県的に推進してまいる。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 プロジェクトやスポーツ等のような用意された取組だけでなく、子どもたちの元気な姿が見られるような取組や助言にも努めて頂きたい。

スポーツ健康課長 委員御指摘のように努めてまいりたい。

青 木 委 員 子どもたちの体格は向上してきているのか。

スポーツ健康課長 本県を含む被災3県では、昨年度の統計データを取っていない。このため平成22年度までの状況となるが、肥満傾向の子どもは全国平均を上回っている状況である。

青 木 委 員 体力が低下傾向にある要因が何かと疑問を持ち質問した。その主な要因としては、体格等もあると思うが、外で遊ばなくなっていることにあるのか。

佐 竹 委 員 最近の子どもの遊びは、テレビやゲームが中心となっている。子どもは外で元気に遊んでほしいものである。

スポーツ健康課長 委員御指摘のとおり、室内遊びの時間が増えたこと、生活あるいは食習慣の変化、空き地や生活道路等の手軽な遊び場所が減ってきたことが、その要因と考えられる。

青 木 委 員 その対策は、問題を解決することしかないのか。

スポーツ健康課長 そのような問題に併せ、震災の影響により、体育館が避難所となったことや仮設住宅の関係でグラウンドの運動制限等がある。各学校では教室や廊下等を利用する等の工夫により運動量の確保に努めているが、まずはその解消が必要となる。

委 員 長 学校への送迎について、保護者が一生懸命にやっていることも一つの要因と思われる。中学生であれば、自転車や徒歩で通学する等、スポーツとは関係ないことであっても、日常的にできる運動的な要素を取り入れていけば、少しは改善されると思う。

佐 竹 委 員 良い事例を一つ紹介したい。被災した農業高校の話題である。農業高校は、津波が浸水したため、被災後から部活動ができない状態が続いていた。県に対しても、グラウンド等の整備や代替地の確保を要望していたが、予算的な制約等もあり、なかなか実現しなかった。そのような中で、地域や農業高校OB、企業の方々と、子どもたちや学校全体が協働し、部活動に利用できる校庭を整備した。これは、新聞でも紹介されたが、地域や企業等の方々の賛同を得て、自分たちの手で活動できる場所を造っていったものであり、他力本願ではなく、自分たちで何かを進めていく地域・企業・学校間の協働を表したとても良い事例であった。沿岸部の学校では、同様の環境下に置かれている学校もあることから、この事例を参考として、自分たちで知恵を出し合い、地域や企業と協働し、自らの手で造り上げるということも一案ではないかと思う。

スポーツ健康課長 御紹介頂いた事例は、県農業高校のテニス部を中心として、テニスコート等を整備したものであり、県教委としても承知している。今年度作成する指導資料の中で、参考事例として活用することとしたい。

佐 竹 委 員 素晴らしい弓道場も整備している。企業の方々に瓦礫を無償で撤去して頂いた上で、造りあげている。完成時には、子どもたちは誇らしげにテープカットしており、先生方も嬉しそうであった。それが誇りとなって、次のステップに進むことができると思う。

## (6) 学校給食モニタリング検査結果について

(説明者：スポーツ健康課長)

学校給食モニタリング検査について、その結果がまとまったので、御報告申し上げます。

資料の22ページを御覧願いたい。学校給食モニタリング事業については、児童生徒等のより一層の安全安心の確保の観点から、学校給食における放射性物質の有無や量について把握するため、学校給食1食全体について事後検査を行うものであり、本年3月1日から3月14日にかけて、角田市の学校給食センターと石巻市の住吉学校給食センターの2カ所において、それぞれ5回ずつの検査を実施した。

その結果であるが、角田市、石巻市、それぞれ5回ずつ、計10回すべて不検出となった。これらの結

果の公表については、検査結果がわかり次第、随時県のホームページで公表してきた。また、10回分の結果をまとめ、3月22日に記者発表した。

今年度のモニタリング検査については、引き続き実施することとし、詳細は現在、文部科学省と調整しているところである。検査結果は、随時県のホームページで公表してまいりますが、当教育委員会には、放射性物資が検出された場合等、状況に応じて報告してまいります。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

委 員 長 角田市と石巻市それぞれの測定結果について、不検出、あるいは検出されたとしても非常に微量として問題ない数値であり、安心できる結果であると思う。一方で、心配に思うことは、地産地消により、給食に地元の食材を使用するケースが多くなっているが、その食材一つ一つを測定できているのかどうかである。使っている野菜等が、どこで作られた物なのか、それぞれ地元の産品である場合が多いとは思うが、給食の食材として使用する場合、その食材単品を測定する必要がある。放射能が検出されないから大丈夫と耳にするが、実際には、全ての食材の検査は実施できていないと思う。給食として調理する食材は、当面の間、きちんと検査していく必要があると思う。

スポーツ健康課長 本日の報告は、給食1食分をまとめてモニタリングする事後検査である。現在、これと合わせて、給食に使用する食材を事前検査するサンプル検査を実施する方向で進めており、希望する市町村等の確認等の詳細を詰めている状況にある。

委 員 長 「食材の検査をしたくない」、「検査すると放射能が検出される確率が高いため、できれば検査したくない」との話が聞こえてくるのが実態である。給食として調理した後にを行うモニタリング検査では不十分であり、食材の状態での事前検査を考えていくべきである。活用できる全ての測定機器を使用し、検査すべきであると感じた。

教 育 長 給食の食材については、保護者の関心も高いことから、測定場所は教育事務所等を考えているが、具体的には、各地域で持ち込んで頂き、食材に使用する食品ごとにサンプル検査を行うこととしている。現在、幼稚園、小・中・特別支援学校等、380校を超える施設から検査希望が出されているため、それをどのように振り分けて検査していくかの調整を進めている。可能な限り早く実施していきたいと考えている。

### 13 資 料 (配付のみ)

(1) 教育・福祉複合施設の愛称決定について

(2) 平成25年度宮城県・仙台市公立学校教員採用候補者選考について

### 14 次回教育委員会の開催日程について

委 員 長 次回の定例会は、平成24年5月16日(水)午後1時30分から開会する。

### 15 閉 会 午後4時12分

平成24年5月16日

署名委員

署名委員